

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### ◇告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止

被爆者一般疾病医療機関の指定

肥料の分析結果の概要

土地改良法による換地計画の決定(二件)

土地改良事業の工事の完了(二件)

地域森林計画の決定

地域森林計画の変更

解除予定の保安林

### ◇選管告示

個人演説会を開催することができるとする施設を指定した旨の報告

### ◇公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十五号)中別表第一の改正規定のうち第二種県営住宅の表の緑町第八団地に関する部分の施行期日は、昭和五十六年二月二十四日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県管住宅の表中

緑町第七 二二、七〇〇円

を

緑町第七	二二、七〇〇円
緑町第八	二三、二〇〇円

に改める。

附 則

1 この規則は、昭和五十六年二月二十四日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に緑町第一団地に入居している者で引き続き緑町第八団地に入居したものに係る家賃については、その額を、鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に減額する。

昭和五十六年二月二十四日から同年三月三十一日まで	四、六〇〇円
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	九、二〇〇円
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一三、九〇〇円
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一八、五〇〇円

3 前項の規定により家賃が減額されることとなる者に係る割増賃料については、その額を、条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項の規定による減額後の家賃に条例附則第六項の規定により読み替えられた条例第二十一条第二項の倍率を乗じて得た額に減額する。

告 示

鳥取県告示第百八十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高見 医 院	倉吉市宮川町一七六一	昭和五十六年一月二十一日

鳥取県告示第百八十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十六年二月十九日	境港調剤薬局	境港市東本町三〇―三

鳥取県告示第百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月から同年十二月までに収去した肥料の分析結果の概要を、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通肥料

普通肥料の種類	保 証 票 添 附 者	検査点数	うち不合 格点数
苦土過りん酸	関西日産化学株式会社	三	〇
〃	コウノシマ化成株式会社	三	〇
混合りん肥	小野田化学工業株式会社	三	〇
魚かす粉末	富山魚糧株式会社	三	〇
水産動物質肥料粉末	株式会社小林商店	三	〇
〃	株式会社上野	六	〇
蒸 製 骨 粉	全国農業協同組合連合会	三	〇
なたね油かす及びその粉末	加藤製油株式会社	三	〇
ひまし油かす及びその粉末	日華油肥株式会社	三	〇
加工家きんふん肥料	日新化成工業株式会社	三	〇
混合有機質肥料	富山魚糧株式会社	三	〇
〃	白州フイード株式会社	三	〇
魚廃物加工肥料	株式会社小林商店	三	〇
第一種複合肥料	興国肥料株式会社	三	〇
〃	住友化学工業株式会社	十二	〇
〃	セントラル硝子株式会社	六	〇
〃	宇部興産株式会社	三	〇
〃	三井東洋化学株式会社	三	〇
〃	トモエ化学工業株式会社	三	〇
〃	清和肥料工業株式会社	三	〇
〃	関西日産化学株式会社	六	〇
〃	光興業株式会社	九	二

特殊肥料 の指定名	生産（又は輸入）届出 業者	届出名（商品名）	有害重金属 等の含有量 の判定	備考
醗酵廢液乾燥複合肥料		豊生肥糧株式会社	六	○
鈳さいけい酸質肥料		多木化学株式会社	十二	○
鈳さいマンガン肥料		三菱化成工業株式会社	六	○
硫酸苦土肥料		中央化成株式会社	三	○
		コウノシマ化成株式会社	六	○
		大東肥料株式会社（熊本）	三	○
		日産化学工業株式会社	三	○
		日東肥料化学工業株式会社	三	○
		鳥取県経済農業協同組合連合会	三	○
		中北条農業協同組合	三	○
		味の素株式会社	三	○
		川鉄鈳業株式会社	三	○
		トモエ化学工業株式会社	三	○
		日本重化学工業株式会社	三	○

特殊肥料

おでい肥料	三共有機株式会社	活性おでい （デルマグリーン）	○	
たい肥	ときわ化研株式会社	たい肥 （スーパースoil）	○	
〃		たい肥 （カルミックス）	○	
〃	三益有機化学株式会社	〃 （ソイルコン）	○	

注 有害重金属等の含有量の判定の欄中「〇」は分析に供した標品中の有害成分含有量が昭和二十五年六月農林省告示第百七十七号に定める制限量以下の場合を示す。

鳥取県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国府地区第一工区県管は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、花見東郷地区第六工区県管は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第

五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月二十五日から二十日

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

工事を完了年月日

届出者

池田地区は場整備事業

昭和五十四年三月三十一日

溝口町

富江（明地）地区は場整備事業

昭和五十四年三月三十日

〃

富江（一の段）地区は場整備事業

〃

〃

鳥取県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届出者
河内第二地区農道整備とは場整備を一体とした事業	昭和五十五年九月三十日	鹿野町
福岡（久住谷）地区農道舗装事業	昭和五十五年十月三十一日	溝口町

鳥取県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づ

き、八頭森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

1 八頭地域森林計画書

2 八頭地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月二十四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び八頭地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

1 鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

2 鳥取森林計画区及び倉吉森林計画区、米子森林計画区において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月二十四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字泊字後島一四二二の八(次の図に示す部分に限る。)

一四二二の一〇、一四二二の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第九号

東郷町選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

施設の名称 所 在 地

文化会 館 東伯郡東郷町大字久見四二二の一

### 公 告

昭和56年2月6日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和56年2月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

田 熊 宏 徳	前 田 耕 次	谷 尾 清 司
村 固 健 忠	岡 崎 秀 夫	長 谷 三 郎
奥 三 千 佳 子	桑 原 昭 夫	田 田 良 文
橋 信 友 治		

#### 2 農業用品毒物劇物取扱者試験の合格者

井 上 洋 子	平 井 和 美	小 林 正 紀
米 山 明 美	河 上 博 一	村 富 夫

吉福中・徳梅石有長萩石福米古塚水吉井門宅宮小伊	田本瀬永実破田戸原田田本田山田谷田田脇野川畑達	澄泰富雅晴新信幹由美子裕広豊輝真勢英	広守治勉正彦夫守一郎夫雄子子二修稔優夫夫子章正	山中山遠西山秋寺大河米遠栗稻森白福影吉島中	下村島根藤尾中本谷田本田藤原村田子田山野山田	道晃寿鬼一彦充一明志彦美子充政一郎敏敬美護志彦司	西坂田和伊小高池園山村松杉高亀樋杉小小巴重林	平口村田藤沢田本岡脇中本野多崎口村森原岡親原	宏純竹寿庄文茂隆一博泰和照淳洋節	通一治幸茂次洋稔久則芳夫信徹夫美夫志子子操薰
-------------------------	-------------------------	--------------------	-------------------------	-----------------------	------------------------	--------------------------	------------------------	------------------------	------------------	------------------------

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)